

様式第4号(第5条関係)

令和6年4月5日

菊池市議会議員

様

議員名

東条津子

令和5年度政務活動費収支報告書

菊池市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、次のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費

240,000 円

2 支出

(単位 円)

項目	金額	備考
会議研修費	7,000	8/10 (オンライン) 市14回生活保護問題議員研修会
調査研究費		
資料作成費		
資料購入費	45,194	書籍代 他
広報費	112,283	議会会報告の印刷代
広聴費		
人件費		
事務所費		
要請・陳情活動費		
合計	164,477	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額

75,523

円(支出が収入を上回る場合は0を記入)



< 会議研修費 >

領収証

2023年7月14日

東 奈津子 様

以下のとおり、領収いたしました。

¥7,000 -

但し、第14回生活保護問題議員研修会について

■ 研修参加費として（資料代を含む）

86

生活保護問題対策全国会議

大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階

あかり法律事務所内

代表幹事 尾藤 廣幸

全国公的扶助研究会

東京都文京区白鳥1-13-7 アクア白山ビル5階

会長 吉永純

（研修会事務局）

〒530-0047大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所 弁護士 小久保哲郎

電話 06-6363-3310/seihokaigi@gmail.co.jp

< 資料購入費 101 >

領収書

東奈津子 様

収受日 2023年05月11日
領収書No. 00151531113
伝票No. 00151531113

¥1,012-

内 (10%) 税抜 ¥920- 消費税 10% (¥92-) 92円を含みます
(内 (8%) 税抜 ¥0- 消費税 8% (¥0-) 0円を含みます
注) §は軽減税率 (8%) 適用商品 上記消費税

但し、本 (失語と日本人) 代

上記正に領収いたしました 扱者
TSUTAYA AVクラブ菊池 0968-23-1222
熊本県菊池市片角290番地キャニオン内

領収書

東奈津子 様

収受日 2023年05月21日
領収書No. 00151988394
(伝票 No. 00151988394)

¥682-

内 (10%) 税抜 ¥620- 消費税 10% (¥62-) 62円を含みます
(内 (8%) 税抜 ¥0- 消費税 8% (¥0-) 0円を含みます
注) §は軽減税率 (8%) 適用商品 上記消費税

但し、東奈津子 (永泰の利子) 代

上記正に領収いたしました 扱者
萬屋書店 嘉島店 096-235-2211
熊本県上益城郡嘉島町大字上島字長池2232

領収証

東奈津子 様

No.

¥8520-

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等 (%)

2023年 6月 16日

但し 新街農研 2023.4 ~ 2024.3

上記正に領収いたしました

〒862-0954 熊本市中央区神水1丁目

農民運動熊本県連合会

TEL/FAX 096-383-13

< 資料購入費 No2 >

領収証		No. _____	
東奈津子 様			
金額		¥ 9 8 0 0	
但 別添「住民自治」代 (2023年4月~2024年3月分) (17)			
2023 年 6 月 22 日 上記正に領収いたしました			
内 訳	NPO法人くまもと地域自治何箇所		
税抜金額	〒862-0054		
消費税額(%)	熊本市		
税抜金額	TEL FAX		
消費税額(%)	登録番号		

領収書	領収日 2023年07月13日
東奈津子 様	領収書No. 0014942543
	(伝票 No. 0014942543)
¥ 1, 9 8 0 -	
(内 (10%) 税抜	¥1,800- 消費税 10% ¥180-
(内 (8%) 税抜	¥0- 消費税 8% ¥0-
	上記消費税 180円を含みます
注) §は軽減税率 (8%) 適用商品	
但し、本代として 教師の働き方	
上記正に領収いたしました 扱者	
TSUTAYA AVクラブ菊池 0968-23-1222	
熊本県菊池市片角290番地キャニオン内	

領収証	2023 年 8 月 3 日
東奈津子 様	
下記のとおり領収致しました	_____ 支部
¥ 7 2 0 0 円	会員コード _____
会 費 月分	領商工新聞
特別会費 月分	熊本市大江5丁目15-9
商工新聞代 1/4~3/3月分	熊本民主商工会
婦人部費 月分	TEL 366-4281・366-5038
青年部費 月分	FAX 372-6456
共済会費 月分	
入 会 金	取扱者
運動カンパ	(取扱者の印無きものは無効です)
そ の 他	

< 資料購入費 1003 >

領収証

東奈津子

様 No. _____

2,200円

但書籍代(包括的性教育一人様性多様性、ジェンダー平等推進)
入金日 2023年 8月 16日 上記正に領収いたしました

収入
印紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

新熊本三書局
熊本市中央区細工町2-22
〒860-0041 電話 096-222700

領収証

東奈津子

様 No. _____

1,980円

但書籍代(性教育、バリエーションと統一協会の)
入金日 2023年 8月 16日 上記正に領収いたしました

収入
印紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

新熊本三書局
熊本市中央区細工町2-22
〒860-0041 電話 096-222700

領収書
東奈津子 様

領収日 2023年09月02日

領収書No. 0014945367

(伝票 No. 0014945367)

¥2,860-

(内 (10%) 税抜 ¥2,600- 消費税 10% ¥260-)
(内 (8%) 税抜 ¥0- 消費税 8% ¥0-)
上記消費税 260円を含みます

注) §は軽減税率 (8%) 適用商品

但し、国際セクハラ教育教材として

上記正に領収いたしました 扱者

TSUTAYA AVクラブ菊池 0968-23-1222
熊本県菊池市片角290番地キャニオン内

< 資料購入費 104 >

領 収 証		No. _____
東 奈 津 子 様		2023 年 12 月 9 日
★ 73500		
但 新聞代		
上記正に領収いたしました		
内 訳	熊本市生活と健康を守る会	
税抜金額	〒862-0950	
消費税額等(%)	熊本市中央区水前寺3丁目12-1	
	熊本アパールビル	
	TEL (096) 384-0641	

領 収 証		No. _____
東 奈 津 子 様		2024 年 2 月 13 日
★ 73900-		
但 生活と健康を守る新聞代		23.4月～12月 2700円
上記正に領収いたしました		24.1月～3月 1200円
内 訳	熊本市生活と健康を守る会	
税抜金額	〒862-0950 熊本市水前寺3丁目12-1	
消費税額等(%)	熊本市生活と健康を守る会	
	TEL 096-384-0641	

< 資料購入費 105 >

領 収 証

東 奈 津 子

様 No. _____

1,260 円

但 書籍代 (お礼金と送料等)

入金日 2024 年 2 月 20 日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

新 熊 本 市 中央区
〒860-0814 電話

< 広報費 No1 >

6月議会報告分

ネット印刷の raksul (ラクスル) 1 名刺、チラシ...印刷

2023/08/14 22:29

領収書



日付: 2023年8月11日

領収書番号: R-230811124797

東 奈津子 御中

ラクスル株式会社



〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

¥39,613-

但し 商品代として
上記金額を正に受領いたしました。

ご注文番号	商品概要 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
230811124797-01	(2306 菊池市議会報告) チラシ・フライヤー, A3, 両 面カラー, 光沢紙(コート), 標 準: 90kg, 折り加工: 2つ折り (センター折り)	5,000部	2023年 8月12日	¥36,012

注文内容:	商品:	¥36,012
注文合計:		¥36,012
消費税:		¥3,601
ご請求合計金額:		¥39,613
お支払い方法:		コンビニ支払い

< 広報費 No2 >

9月議会報告分

領収書



東 奈津子様

取引年月日: 2023年10月24日(火)

領収書番号: R-231023695586

下記正に領収いたしました。

ラクスル株式会社



合計金額 (税込) 39,613円

〒1410021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F

登録番号: T9010401089631

10%対象 39,613円 (内消費税: 3,601円)

注文番号	商品	数量	金額	備考
231023695586-01	チラシ・フライヤー / A3 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準: 90kg / 折り加工: 2つ折り(センター折り)	5,000部	36,012円	出荷予定日: 2023年10月25日 202309菊池市議会報告 表

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 36,012円
小計 (税抜)	36,012円
合計金額 (税込)	39,613円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ (必ずご確認ください)

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム (<https://rakusul.com/contact/>) からご連絡ください。

< 広報費 no3 >

12月議会報告分

領収書



東 奈津子様

取引年月日: 2024年02月08日(木)

下記正に領収いたしました。

領収書番号: R-240207543116

合計金額 (税込) 33,057円

ラクスル株式会社

10%対象 33,057円 (内消費税: 3,005円)

〒1410021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケビル1F

登録番号: T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
240207543116-01	チラシ・フライヤー / A3 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準: 90kg / 折り加工: 2つ折り(センター折り)	4,000部	30,052円	出荷予定日: 2024年2月9日 2312菊池市議会報告

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 30,052円
小計 (税抜)	30,052円
合計金額 (税込)	33,057円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ (必ずご確認ください)

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム (<https://reksul.com/contact/>) からご連絡ください。

研修報告書

菊池市議会

議長 水上隆光 様

菊池市議会

議員 東奈津子

件名 第14回生活保護問題議員研修会（オンライン参加）

「地方から生活保護をあたり前の権利に」

日時 8月10日（木） 13時から15時・16時から18時

上記の内容で研修を受けましたので、その概要を下記の通り報告します。

① 講座 D（13時から15時）「生活保護基礎講座＋なんでも Q&A」

講師 谷口伊三美（社会福祉士）、小久保哲郎（弁護士）

研修では、生活保護とはそもそもどのような制度であるかについて詳しくお話がありました。法の第2条で「無差別平等の権利」が謳われており、そこには困窮に至った理由は一切問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済的状态だけに着目して保護を行うという趣旨が述べられており、改めて、本制度の趣旨の内容を正確に理解しておく必要があることを認識しました。

また、法の第3条にも述べられているように本制度で保障される内容は、「単に辛うじて生存を続けることを得しめるというものであってはならないこと。換言すれば、少なくとも人間としての生活を可能ならしめるといふ程度のものでなければならない」（「生活保護の解釈と運用」小山進次郎）ということについても改めて学びなおしました。

また研修では、この間全国的にも大きな問題となっている「扶養紹介」「扶養義務」についてもお話がありました。「扶養義務は保護の要件ではない」ことが講師の方から法律上の根拠も示しながら詳しく説明があり、国も令和3年度において通知を出していることが示されました。この問題は、以前、一般質問でも取り上げた内容であり、今後も本研修をふまえさらに課題研究に取り組んでいきたいと思いました。

近年、市民の暮らしが厳しい中で、セーフティーネットといわれる生活保護の役割はますます大きくなっていると感じています。生活保護を市民の権利として十分活用できるように行政の運用等が正しくなされているかどうか、本研修を内容も踏まえ今後取り組んでいきたいと思いました。

② 講座 E（16時から18時）「より良い生活保護行政をめざす自治体の取り組みに学ぶ」

講師 藤村貴俊（京丹後市健康長寿福祉部生活福祉課長補佐）、佐川倫乙（国立市福祉総務課生活福祉担当課長）、赤山泰子（奈良県の生活保護行政をよくする会事務局・吉田病院相談員）

研修では、京丹後市の職員の方からの報告では、生活保護の申請が権利であることを知らせるチラシを全戸配布した事例の紹介がありました。令和2年、令和4年、令和5年の市民に向けた折込チラシの中には、きちんと「生活保護の申請は、国民の権利です」こう書かれてあり、実際に保護を利用している方の声も紹介されており、申請をためらいがちの方へもきちんと届く内容であるように工夫されていることが大変学ばされました。担当課の方のお話の最後に「生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が両輪として動き、誰ひとり置き去りにしないまちづくりを目指している」との言葉がとても印象的でした。地方自治体本来の役割をしっかりと果たしていることを実感しました。

国立市からの報告では、過去に不適切な事務処理を起こしたことをきっかけに利用しやすい生活保護行政を目指し、調査検証委員会を立ち上げ、職員の研修を充実することや業務の見える化など利用者の権利を守るための取り組みが紹介されました。わかりやすく利用しやすい制度へと様々な業務改善を行っていることなどとても勉強になりました。

赤山泰子氏からは、奈良県県下15の福祉事務所の生活保護のしおりの調査と改善の取り組みが報告されました。「生活保護問題対策全国会議」が作成した「保護のチェックシート」にもとづき具体的に調査された内容はとても参考になりました。早速、後日、菊池市のしおりも取り寄せ、リストに基づいてチェックを行いました。本市におけるしおりの改善を今後、担当課とも協力して行っていけたらと考えています。しおりを利用者目線で改善させていく事は大変大事な取り組みだと思いました。

生活保護に関しては、様々なバッシングなどもあり、必要な方が受けられていない現状があります。本来の生活保護の趣旨や内容を議員自身がしっかりと身に着けることが重要であることが今回の研修でわかりました。今後の議員活動に生かしていきたいです。

以上



第14回生活保護問題議員研修会

地方から生活保護を あたり前の権利に

SAFETY NET



コロナ禍による生活困窮に物価高が追い打ちをかけているのに、忌避感などから生活保護の利用に結びつかない状況が続いています。一方、司法の場では、保護基準引下げの違法性を認める判決が相次ぐなど前向きな成果が見られます。最新の情報を共有し、地方から、生活保護をあたり前の権利にしていくため、本研修会に多数ご参加いただけますよう、ご案内申し上げます。

8月2日(水)・7日(月)・10日(木)完全オンライン(Zoom)
8月19日(土)ハイブリッド(リアル+zoom)

※8月19日のリアル会場は、CIVI研修センター新大阪東(定員先着50名)です。

共催：生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

8月2日(水)

① 基調講演(13:00~15:00) 今こそ、生活保護をあたり前の権利に!

コロナ禍による生活困難が癒えない中、物価急騰が市民生活を襲っています。一方、司法の場では、2013年からの保護基準引下げの取消しを認める判決が相次ぎ、生活保護世帯・若者の学ぶ権利や自動車をめぐる前向きな判断が出るなど、憲法25条を生かす市民の反響が成果をあげています。こうした情勢の下での議員活動のあり方を考えます。

吉永 純さん 花園大学教授、全国公的扶助研究会会長。福祉事務所24年、ケースワーカー12年の経験を生かし、貧困と生活保護について研究。

② 講座A(16:00~18:00)

大学、専門学校(看護学校等)への進学は賛沢ですか

大学や専門学校を合わせた進学率は80%を超えていますが、生活保護世帯の若者は進学すると保護が廃止され、生活費や学費を自力で賄わなければなりません。虐待を受け、親からの支援が無くても、休学しないと生活保護は助けてくれません。一方で、多少でも稼げば元の世帯の収入とみなされ、保護が廃止された事案は裁判となっています。生活保護と若者の学ぶ権利について考えます。

桜井 啓太さん 立命館大学准教授。堺市でケースワーカー等10年間従事し、名古屋市立大学准教授を経て現職。専門は貧困、生活保護。

飛田 桂さん 弁護士。虐待を受けた子どもの支援に関わっている。NPO法人子ども支援センターつなぐ共同代表。

高木 百合香さん 弁護士。熊本県(処分行政庁:玉名福祉事務所)を被告とする生活保護廃止処分取消請求事件の弁護団で主任を務めている。

傳さん(仮名) 生活保護世帯から進学した大学生。自身の経験を踏まえて大学生への生活保護の適用を求める活動をしている。

進行 太田 伸二さん 弁護士。山形県で生活保護ケースワーカー経験があり、現在は仙台で弁護士として生活保護利用者の支援に当たっている。東北生活保護利用支援ネットワーク事務局次長。

8月7日(月)

③ 講座B(13:00~15:00)

「生活保護と自動車保有」の意味を考える

三重県鈴鹿市が自動車利用を理由として2世帯の生活保護停止を行い、訴訟になっています。また、厚労省も自動車の利用目的を制限する事務連絡を出すなど、自動車保有に逆風が吹いています。今こそ、自動車保有がどのような意味を持っているのか、それをどう後押ししていくべきか、考えたいと思います。

芦葉 南さん 弁護士。四日市インスリン事件等の生活保護事件を担当。鈴鹿市自動車保有事件の弁護団でも主任を務めている。

鈴鹿市自動車保有禁止事件原告の方

長谷 英史さん 和歌山生協南防サポートセンター課長。医療相談を担当。法人内職宅支援事業所の管理者も兼任。社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士。

太田 伸二さん 弁護士。山形県で生活保護ケースワーカー経験があり、現在は仙台で弁護士として生活保護利用者の支援に当たっている。東北生活保護利用支援ネットワーク事務局次長。

④ 講座C(16:00~18:00)

モノ言う議員へのバッシングに抗して

生活保護の申請時の同席を禁止する議会の申し合せについて質問した議員への出席停止処分の強行や、市教委後援の講演会で司会をした議員への嫌がらせなど、議員として当然の行動へのいわれなき抑圧が強まっています。議会の懲罰問題での初の全国調査(朝日新聞)を踏まえ、その背景と対応方法を考えます。

青木 恒子さん 奈良県香芝市議会議員(1期目、日本共産党)。生活保護の議員同席問題の質問が死端で議会への出席停止処分を受け、現在裁判闘争中。

古川 雅朗さん 弁護士。香芝市議会出席停止処分不服訴訟弁護団員、奈良県的生活保護行政をよくする会代表等。

村上 さとこさん 北九州市議会議員(2期目、無所属)。講演会の司会を務めたことを契機に脅迫文を送りつけられる等の被害にあったが、諦めることなく発信を続けている。

山下 寛久さん【録画による報告】朝日新聞記者。横浜地裁担当などを経て、名古屋市政担当。21年にはリコール署名偽造事件も取材した。

進行 吉永 純さん 花園大学教授、全国公的扶助研究会会長。福祉事務所24年、ケースワーカー12年の経験を生かし、貧困と生活保護について研究。

8月10日(木)

⑤講座D(13:00~15:00)

生活保護基礎講座+なんでもQ&A

生活保護の運用を知り尽くした講師陣による定番の初級講座。生活保護とはどのような制度なのか、各自治体の保護行政が正しく運用されているのかのチェックポイントや、扶養照会や申請権保障など、地域的生活保護を真の権利とするために議会で質問していただく効果的な質問項目を概説し、皆さまの質問にも回答します。

谷口 伊三美さん 社会福祉士。大阪市で長年、生活保護業務を担当。退職後は依存症回復支援施設のスタッフや専門学校の講師。

小久保 哲郎さん 弁護士。生活保護問題対策全国会議事務局長。大阪で生活保護利用者をはじめとする生活困窮者の相談や裁判に取り組んできた。

進行 田川 英信さん 社会福祉士。生活保護問題対策全国会議事務局次長、元世田谷区的生活保護担当。

⑥講座E(16:00~18:00)

より良い生活保護行政をめざす自治体の取組みに学ぶ

生活保護の申請が権利であることを知らせるチラシを全戸配布した京丹後市、生活保護の支給漏れなど不適正事務処理の検証から大きく運用の改善を図った国立市など先進自治体の取組みに学ぶとともに、県下全自治体の「保護のしおり」を利用者目線でチェックし改善を進める民間の活動を紹介します。より良い生活保護行政をどうつくるか考えます。

藤村 貴俊さん 京丹後市健康長寿福祉部生活福祉課長補佐。2006年から現職で生活保護ケースワーカー、生活困窮者自立支援制度、現在は重層的支援体制や地域福祉計画を担当。

左川 倫乙さん 国立市福祉総務課生活福祉担当課長。平成20年国立市入職、ケースワーカー、審査指導員を経て現職。前職は千葉市公立の男性保育士第1号。保育士、社会福祉士、公認心理師。

赤山 泰子さん 吉田病院相談員。奈良市通院移送費裁判、奈良いのちのとりで裁判を支援。奈良県的生活保護行政をよくする会事務局。社会福祉士、精神保健福祉士。

進行 吉永 純さん 花園大学教授、全国公的扶助研究会会長。福祉事務所24年、ケースワーカー12年の経験を生かし、貧困と生活保護について研究。

8月19日(土)

ハイブリッド方式

リアル会場はCIVI研修センター新大阪東にて
先着50名定員

⑦特別企画(13:30~16:00)

今こそ、「生活保護法」から「生活保障法」へ

史上最大の保護基準引下げの違法性を認める司法判断が相次ぐ一方、どれだけ生活に困っても「生活保護だけは受けたくない」という市民意識はなかなか変わりません。こうした状況を打破するためには、今こそ、「生活保護法」を権利性の明確な「生活保障法」へと改正することが必要です。当事者の声を聴き、生活困窮者支援の最前線からの報告を踏まえて、今何が求められているかを皆さんとともに考えたいと思います。

※生活保護問題対策全国会議の第17回設立記念集会和兼ねるので一般の方も参加されます。

当事者の
声を聴く

森 絹子さん (生活保護基準引下げ京都訴訟原告)

Aさん (三重県鈴鹿市自動車保有禁止訴訟原告)

優さん (生活保護世帯から進学した大学生)

報告とパネルディスカッション

コロナ禍であらわになった貧困の実情と生活保護制度の課題

瀬戸 大作さん (一般社団法人反貧困ネットワーク事務局長) 寺内 順子さん (一般社団法人シンママ大阪応援団代表理事)

いのちのとりで裁判の到達点と意義

尾藤 廣喜さん (生活保護基準引下げにNO!全国争訟ネット共同代表)

リアル会場

CIVI研修センター新大阪東E604号室

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島1丁目19-4

LUCID SQUARE SHIN-OSAKA (ルーシッドスクエア新大阪)6階

JR「新大阪駅」東口から50m、大阪メトロ御堂筋線「新大阪駅」から徒歩5分

<https://www.civi-c.co.jp/access.html#higashi>



c o n t e n t s

8月2日(水)

①基調講演 13:00～15:00

今こそ、生活保護をあたり前の権利に!

②講座A 16:00～18:00

大学、専門学校(看護学校等)への進学は賛沢ですか

8月7日(月)

③講座B 13:00～15:00

「生活保護と自動車保有」の意味を考える

④講座C 16:00～18:00

モノ言う議員へのバッシングに抗して

8月10日(木)

⑤講座D 13:00～15:00

生活保護基礎講座+なんでもQ&A

⑥講座E 16:00～18:00

より良い生活保護行政をめざす自治体の取組みに学ぶ

8月19日(土)

⑦特別企画 13:30～16:00

今こそ、「生活保護法」から「生活保障法」へ

【参加費】

■地方議員

I 通し券 1万5000円

全ての企画・講座を自由に受講可能です。全体資料付き。

II 1回券 3000円

①～⑦の講座・企画のうち1つが受講可能です。

資料は、紙でなくPDFデータで提供します。

III 全体資料 1000円(紙でなくPDFデータで提供します)

■一般(学者・法律家・その他)

I 通し券 1万円

II 1回券 ①～⑥3000円/⑦1000円

資料は、紙でなくPDFデータで提供します。

III 全体資料 1000円(紙でなくPDFデータで提供します)

【方式】オンライン (Zoom)

8月19日のみハイブリッド

①メールでの連絡

講座参加のための各連絡は、基本的にメールを通じて差し上げる予定です。

②推奨環境

機器:できるだけパソコンをご利用ください。(スマートフォンでは資料が見にくい可能性があります)

通信回線:個別のWi-Fi契約、有線LAN(フリーWi-Fiでは通信が途切れる可能性があります)

③後日の動画配信

申込された講座については、後日、インターネット上で動画を配信する予定です。見逃した場合にご活用下さい。

【参加のお申込み】

下記のURL又はQRコードから入力フォームに入力してください。

問合せ先 seihsokaigi@gmail.com

申込フォーム

<https://pro.form-mailer.jp/lp/d32f3c1e221548>

※締切:各講座1週間前まで。(但し、通し券参加あるいは全体資料のご注文は、なるべく7月26日までにお願いします。)



2023年 6月 市議会報告

みなさん、こんにちは。日本共産党の東なつ子です。

2023年（令和5年）第2回定例会（6月議会）が6月23日から7月14日の日程で開かれました。

今定例会では、2つのテーマで一般質問を行いました。また、今定例会では、条例の制定、補正予算、人事案件など17議案が提案。他、報告が12件あり審議を行いました。

なお、先立ちます5月22日に第2回臨時議会も開かれましたので、その内容も併せて報告いたします。

日本共産党市議会議員

東
なつ子
Natsuko

2023年（令和5年）第2回臨時会

東なつ子は、8議案中7議案に賛成し、以下1議案に反対しました。

・「議案第31号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」・・・賛成多数で可決

市民の暮らしが厳しい時に行政がやるべきことは 高すぎる国保税の引下げを行うこと

（反対討論の概要）

今回の条例改正によって、課税限度額が現行の102万円から104万円へと引き上げられます。

この課税限度額は、昨年も3万円引き上げられており、毎年のように負担増が繰り返されており、この様にくり返し限度額が引き上げられれば、高額所得者とは言えない中間層に重い負担となってきます。

かつてない物価高騰の中、市民の暮らしが厳しい時に行政がやるべきことは限度額の引き上げではなく、国庫負担増による保険料の引き下げを地方としても国に強く求め、自治体独自でも一般会計の法定外繰り入れや基金の活用などで、高すぎる国保税の引下げを行うことであります。

2023年（令和5年）第2回定例会

東なつ子は、17議案中14議案に賛成し、以下3議案に反対しました。

条例改正は市民サービスを低下させる。水道は市民のライフライン。 赤字だからと言って値上げをすべきではない。

「議案第41号 菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について」

（反対討論の概要）

反対の理由の1点目は、検針回数が2か月に一回となり検針員さんの給与が半分となるという点であります。私も当事者の方々から直接、お話をお聞きしました。「給与が半分になれば、生活が出来ない」・・・切実な訴えであります。検針員さんの生活に直結する問題であります。

反対の理由の第2点目は、今回の条例改正が、検針員さんだけの問題ではなく、市民サービスに直結する問題であるという点であります。市の説明では、漏水の発見が遅れても従来通りの請求しか市民には行わないとの説明ですが、請求の金額は変わらなくても漏水の発見そのものが遅れることには変わりありません。問題は十分にあります。

また、一人暮らしの高齢者も見守りなど、検針員さんが地域で果たしている役割に照らしても今回の条例改正は市民サービスの低下といえるのではないのでしょうか。

反対の理由の第3点目は、企業会計の問題であります。企業会計に移行されることによって、より経営面での健全さ

が重視され、使用料の値上げが懸念されます。

今回、委員会審議の中では、経費を削減することと水道料の値上げが天秤にかけられていますが、これは間違いであると指摘します。もちろん、人口減や施設の老朽化によって水道事業の財政面は厳しくなることは予想されます。しかし、水道は市民のライフラインであります。赤字だからと言って値上げをすべきものではありません。地方自治体は民間企業ではありません。「住民の福祉と暮らしを守る」これが地方自治体の役割であります。一般財源からの補填も行って水道事業を守っていくのが自治体の仕事であります。

「議案第42号 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」「議案第45号 令和5年度菊池市水道事業会計補正予算について」

以上2議案についても議案第41号と関連する法案であり同様の理由で反対しました。
・採決の結果、上記3議案は賛成少数で否決となりました。



一般質問① 「地下水の保全について」

大規模な開発が10年先、50年先どのような結果をもたらすかは固く知れない。地下水の命取りになる懸念も・・・

菊池市は市民のほぼすべての人々が地下水を飲料水として利用しています。とりわけ、旭志地区、泗水地区は「熊本地域地下水総合保全計画」を構成する11市町村の自治体の一つであり、地下水の恵みの恩恵を受けている地域です。

今般、TSMC 進出に伴い、地下水を涵養する最も大事な地域に企業立地、工業団地建設、道路の延伸・拡張、さらに県全体でみれば、空港アクセス鉄道、シリコンバレー構想、大熊本空港構想などが進められようとしています。このような大規模な開発が10年先、50年先どのような結果をもたらすかは固く知れず、地下水の命取りになる懸念もぬぐえません。

東なつ子市議は、以上の問題意識を踏まえ地下水の「枯渇」「汚染」について質問を行いました。

東なつ子「熊本地域における地下水涵養推進に関する協定書」がTSMC 子会社(JASM)と県、菊陽町、そして菊池市も加わる「くまもと地下水財団」、営農推進協議会で取り交わされた。しかし、具体策は何も書かれていない。協定に違反した場合の厳格な対応も示されていない。又、今回の協定は、自治体として交わしたのは県と菊陽町だけ。菊池市も協定に加わるべきではないか。さらに、協定の内容も実効性のあるものにすべきであることを県に要望すべきではないか。」執行部「本協定の関係者である公益財団法人くまもと地下水財団における行政会員の一人として、地下水涵養対策に協力していくことで、より実効性のある取組につながると考えているので、現時点においては、一自治体としての協定への参加については考えていない。」

東なつ子「※有機フッ素化合物(PFAS)については、いま環境への負荷が懸念されており、菊池市でも有機フッ素化合物(PFAS)が規制される前からかなりの数の半導体関連の工場が稼働している。一体どれくらいのPFASがこれまで使われ、どのような処理がなされてきたのか。そして周辺の水質に影響は出ていないのか。以上の調査を市として行うべきではないか。」

執行部「まずは、水質汚濁防止法に基づく、県が実施する地下水質の測定に伴う調査結果を確認していきたい」

枯渇、汚染対策を実効性のあるものにするため「地下水保全協定」の制度化を

東なつ子市議は、「管理計画」の中で、熊本地域の地質の特質が「汚染物質が深く浸透し、短期間に広がる特殊な地域」であると述べられており、国・県の動向を注視しているだけでは不十分であると指摘。さらに、枯渇、汚染対策を実効性のあるものにするためには、菊池市としても県・当該自治体・企業間で「地下水保全協定」を制度化することが不可欠であると述べ、協定の制度化を求めました。

最後に、東なつ子市議は、「企業は、地域への貢献、環境やコミュニティを壊さないための社会的責任を果たす責任がある。同時に熊本県、当該自治体は、住民の代表として、命の水地下水を守る責任役割を果たすこと、企業へ任せにしないことが求められている。」こう述べました。

※有機フッ素化合物(PFAS)・・・生体内に蓄積しやすく、発がん性など有害性が指摘されている。

一般質問② 「英語教育について」

学習指導要領が変わり学習する内容が大幅に増え、教師も生徒も疲弊している

小学校においては2020年度からの小学校学習指導要領によって、外国語が5、6年生で教科化され、読む・書く活動や成績評価も必要となりました。全国では、小学校段階で英語の成績が二極化し、英語嫌いになって中学校に入る子どもが増えたと言われています。

中学校においても、授業時間が週4時間のままで変わらないのに、習う語彙の数も増え、文法についても従来高校で学習されていた内容が中学3年生へ、そして、中学3年生で学んでいたものが中学2年生へ。中学2年生で学んでいたものが中学1年生へ下りています。

専門家からも「学習指導要領が変わり学習する内容が大幅に増えたため、教師も生徒も疲弊している。これでは英語嫌いを増やすだけ」このように警鐘が鳴らされています。

東なつ子は、この様な現場の実態もふまえ以下質問を行いました。

東なつ子「現在の英語教育の実態についてどのように認識しているか」執行部「昨年度本市が行ったアンケートの結果、学年が上がるにつれて英語が好きと回答する児童生徒が減少し、英語の学力が二極化している現状を認識している。」

このような状況の中、菊池市において、今年度から民間の試験である英語検定3級の試験が中学3年生において全員の受験となることが決定されています。

東なつ子市議は、県や菊池市の英検3級相当取得率の目標を達成させるために、このような措置をとれば、①従来補助のあった中学1、2年生の生徒への補助が無くなること②入試の直前にある3級の試験において不合格となった生徒への対応③他市町村での受験が予定されている2次試験の送迎の問題等々、様々な問題が懸念されると指摘しました。

東なつ子「英検3級の受験が今年度から中3において全員受験となったが、様々な問題が懸念される。従来通り希望者受験とし、受験の強制は行わず、費用については希望者に全額補助を行っていくべきではないか」

執行部「平等な受験機会を与え、チャレンジ意欲を促進するきっかけを作り、授業で英検受験対策等ができるので、学校全体でとりくむことが可能となり、英語学力の向上につながると考える」

現場の実態を見ていない対応。今やるべきことは教育現場の環境を整えること

東なつ子市議は、「授業で英検対策が出来る」との答弁に対し、現場の先生方からは、「生徒に理解が出来るように教えるのであれば1年間で教科書を終わらせるのがやっと。英検の練習を授業中にさせる余裕はない。」このような声があがっていることを紹介。専門家からも「英検の合格者を増やすためには、授業とは別の対策が迫られる」このような懸念が出ていることを述べ、「ただでさえ多忙である中学校教員にプラスアルファの仕事が加わるだけ。現場の実態をみていない対応だ」と指摘しました。

最後に、東なつ子市議は、「生徒の動機づけをあげるために今やるべきことは、教員がゆとりをもって一人一人の生徒をみる時間、生徒の意欲が向上するような授業プランがたてられる研修時間や機会を確保すること。そして、一人ひとりの生徒に目が届く少人数学級や教員の配置増をすること。そのためには、ブラックな教員の働き方を解消することなど、教育現場の環境を整えていく事。」と述べ、今回の英検の中学3年生全員受験は、今一度検討しなおし、希望者が経済的な心配なく受験できるような補助制度に変更することを改めて要望しました。

2023年 9月 市議会報告

みなさん、こんにちは。日本共産党の栗なつ子です。

2023年（令和5年）第3回定例会（9月議会）が8月30日から9月28日の日程で開かれました。今定例会では、「包括的性教育について」「防災問題について」「自転車ヘルメット購入費補助について」の3つのテーマで一般質問を行いました。また、今定例会では、2023年度一般会計補正予算、2022年度一般会計歳入歳出の決算の認定、条例の制定など21議案が提案。その他陳情が1件ありました。一般質問の概要と9月議会に上程された議案に対しての討論の概要を報告します。

日本共産党市議会議員

東
なつ子

Natsuko

東なつ子市議は、21議案と請願1件のうち、7議案に反対。以下、反対した議案に対する討論の概要です。

①「菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について」---賛成多数で可決

（反対の理由）水道の検針が各月となる内容の条例改正です。6月議会で否決されましたが、再度上程されました。今回の議案では、各月検針スタートの時期が令和8年から2年間先延ばしとなっておりますが、6月議会で反対した理由（1点目は、検針員の給与が半分となること。2点目は、漏水の発見や地域の見守りなど市民サービスの低下につながる。3点目は、水道事業はライフラインであり、赤字だからといって水道料金の値上げもしくは検針員の給与を引き下げることに繋がる改正をおこなうべきではないこと。）以上3つの理由が何ら解決されていないと述べ、「地方自治体は民間企業ではなく、『住民の福祉と暮らしを守る』ことが重要な役割であり、赤字であれば一般会計からの補填も行って水道事業を守っていくべきである」指摘し反対しました。

（「菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」の議案についても「菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について」と関連しての条例改正であるので同様の理由で反対しました。）

②「令和4年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について」---賛成多数で可決

（反対の理由）令和4年度は、新型コロナウイルス感染症が発生してから2年以上がたち、住民の命と暮らしを守る地方自治体の本来の役割がますます問われた年でありましたが、コロナ対策での高齢者施設への支援、苦境に立たされている地元事業者や農業従事者への市独自の直接支援など、令和4年度の予算の執行は、市民の暮らしを支えるという点で不十分でありました。一方で、令和4年度の一般会計は半年度収支では約7億円の黒字となっており、決算時点での財政調整基金は66億を超えています。4年前の平成30年度の決算時点と比較しても6億円以上増えています。高すぎる国保税の引下げ、学校給食費の無償化など市民の暮らしを支えるために活用すべきであります。

③「令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

---賛成多数で可決

（反対の理由）国保税の負担が市民にとって高すぎるという点。国民健康保険の世帯の所得は100万円未満が57%、約6割。200万円未満になると約8割にも上ります。基金の活用や一般会計からの法定外繰り入れも行って、1.8以下の子どもの均等割りの市独自の支援も行い、引き下げを行うべきであります。

④「令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

---賛成多数で可決

（反対の理由）「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の高齢者を他の保険から切り離すことで、「保険料値上げ」か「医療内容の引下げ」かという、どちらをとっても痛みしかない「選択を」高齢者自身に迫るものであり、問題のある制度であるという点であります。令和4年度からは保険料も引き上げられており、2期連続の値上げであり、とうてい認められるものではありません。また、昨年10月から一定の所得のある人には医療費の窓口負担が1割から2割へ倍となりました。さらに物価高騰が高齢者世帯の生活をさらに厳しいものにしてしています。これでは、受診控えが起きても不思議ではありません。高齢の親が受診控えで体調を崩せば現役世代の子どもらが介護難儀に追い込まれる事態も懸念されます。このような制度を続けさせるわけにはいきません。



⑤「令和4年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

---賛成多数で可決

（反対の理由）令和4年度は、第8期介護保険事業計画の2年目の年であります。菊池市においては、第8期の保険料の値下げが行われましたが、依然、市民の負担は重いものがあります。更なる引き下げが必要であります。また、サービス給付という点でも必要なサービスが受けられないという実態が浮き彫りとなっています。厚生労働省が7月に発表した「国民生活基礎調査」では、「老々介護」の割合が過去最高となるなど、介護を担う家族の負担が極限まで重くなっていることが浮き彫りとなりました。

決算時点での基金は4億2700万円を超えております。5年前の平成30年度には基金残高約1億1千万円。5年間で約3.8倍。4倍近く基金が積みあがっています。この基金を活用して、また、一般会計からの繰り入れも行い、保険料の引下げ、必要なサービスの提供など行っていくべきであります。



一般質問① 「包括的性教育について」

性暴力、性犯罪をなくし、互いの性を尊重する人間関係を築くためには世界の性教育でスタンダードとなっている「包括的性教育」が必要！

日本の学習指導要領では、小学5年の理科と中学1年の保健体育で、人の受精や妊娠の過程は取り扱わないとする「はどめ規定」があり、授業で性交や避妊について教える妨げとなっています。一方で、いま子どもたちは、ネットやスマホを通じて、さまざまな性情報に簡単に触られる環境にあります。乳幼児期から、そうした情報にさらされる場合も少なくありません。科学的な人権意識を身につけられないまま、ゆがんだ情報に触れれば、予期せぬ妊娠に直面したり、性暴力・性犯罪の被害者、加害者になってしまったりする危険が高まります。

東なつ子市議は、日本での性教育の遅れを指摘。性暴力、性犯罪をなくし、互いの性を尊重する人間関係を築くためには、世界の性教育でのスタンダードとなっている※「包括的性教育」が必要であると述べ、以下質問を行いました。

東なつ子市議「日本では、性交も避妊も学校で教えることがタブーとされている。性暴力はもちろん、予期せぬ妊娠を防ぐうえでも、ユ

ネスコのガイダンスにも学びながら公教育における国際的水準の性教育の実践が必要と考えるがどうか。」

執行部「中学校段階では、学習指導要領に即した指導を行ってきたい。」

※「包括的性教育」とは、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が各国の研究成果を踏まえ、WHO（世界保健機関）などと協力し2009年にまとめた「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（2018年に改訂）で提唱されました。科学的な根拠に基づき、人権・ジェンダーの視点に立って、子ども・若者の発達・年齢に適した知識、態度、スキル（技能）の獲得を可能にする教育内容が示されています。性は人権であることを積極的肯定的にとらえ、自分も他者も尊重しながら適切な行動をとれる力を身につける—こうした性教育が、今、世界の標準となっています。

一般質問② 「防災問題について」

生理用品、紙おむつ、ミルク等は当事者にとっては、水と同じくらい必需品。市独自の備蓄品の中に全く備わっていないというのは改善すべきである！

東なつ子市議は、今回、男女共同参画、ジェンダーの視点での防災の問題について質問を行いました。

近年、地震や豪雨災害が多発する中で避難所運営や物資の備蓄などで男女共同参画の視点が必要となっています。東なつ子市議は、全国で防災交通課に女性職員が一人もいない自治体が61%にも上ることを挙げ、菊池市での現状を執行部に確認。菊池市でも当該課には女性職員が一人もいない現状が明らかとなりました。また、市の防災備蓄品の中に生理用品や紙おむつ、ミルクなどが備わっていない状況を確認し以下質問を行いました。

東なつ子市議「防災対策を進めていく上で男女共同参画の視点が過去の災害の事例を見ても必要と考える。担当部署への女性職員の配置を進めていく事、市独自の災害備蓄品に生理用品や紙おむつミルクなどが備わっていない状況を改め、備蓄品の見直しを行っていくべきと考えるがどうか。」

市長「職員配置につきましては、貴重なご意見として受け止め、今後の課題の一つとしてとらえてまいりたい。」「防災備蓄品につきましては、有事の際、協定先の店舗から提供が受けられるよう取り決めを行っている。今後ともより効果的効率的な方法を研究しながら対応してきたい。」

東なつ子市議は、企業連携のシステムでは、いくつかの手続きをふまなければならない、発災直後から避難している人のニーズに應えるのに時間がかかってしまうことを指摘。生理用品、紙おむつ、ミルク等は当事者にとっては、水と同じくらい必需品であり、市独自の備蓄品の中に全く備わっていないというのは改善すべきであると述べました。

内閣府のガイドラインでも生理用品や紙おむつなどについては自治体独自の備蓄の必要性が指摘されていることも紹介し、ジェンダーの視点での改善を強く求めました。

一般質問③ 「自転車用ヘルメット購入費用補助について」

道路交通法の一部改正により今年の4月1日から自転車のヘルメット着用が努力義務となりました。内閣府や警視庁が発行しているパンフレットには、自転車死亡事故の6割が頭部に致命傷を負っていたこと、又死亡事故を減らすためにはヘルメットの着用で頭部を保護することが決定的であると述べられています。自転車事故ヘルメットを着用していない場合の死亡率は着用している場合の2・2倍と書われています。東なつ子市議は、「ヘルメットの着用の推進が大きく待たれていると思う。」と述べ、以下質問を行いました。

東なつ子市議「ヘルメット着用の重要性についての啓発はもちろん、全国ではヘルメット購入への補助を行っている自治体が広がっている。啓発と同時に、ヘルメットを着用するきっかけを自治体

が購入費用の補助という形で行っていく事も十分な動機づけになるのではないか。菊池市でも購入費用の補助を実施していく考えはないか。」

執行部「ヘルメット着用が努力義務になる前から小中学校の購入費用は保護者負担となっている。現時点では補助をする考えはない。」

東なつ子市議は、東京都台東区が8月から、自転車用ヘルメットを購入する区民に上限3千円助成を行っている事例を紹介。ヘルメットは安い価格とは決して言えず、物価高騰の中で、暮らしの負担感の大きい子育て世代をはじめ市民にとってこの補助は大きな支援になると述べ、全国の事例も参考に検討をすすめていくべきであることを改めて要望しました。

2023年 12月 市議会報告

みなさん、こんにちは。日本共産党の東なつ子です。
2023年（令和5年）第4回定例会（12月議会）が11月28日から12月21日の日程で開催されました。今定例会では、「小中学校のトイレでの生理用品の配備について」「介護保険制度について」「産後ケア事業」の3つのテーマで一般質問を行いました。また、今定例会では、2023年度一般会計補正予算、条例の制定など66議案が提案されたほか、議員提出議案が1件、陳情が1件ありました。一般質問の概要と12月議会に上程された議案に対する討論及び1月19日に開催された臨時議会の概要を報告します。

日本共産党市議会議員

東
なつ子
Natsuko

東なつ子市議は、67議案と陳情1件のうち、3つの議案に反対。以下、反対した議案に対する討論の概要です。

①「菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

（反対の理由）

本条例の改正は、国の人事院勧告に基づく公務員の給与改定に伴うものであります。一般職員の給与改定には反対ではありませんが、かつてない物価高騰の中で暮らしが厳しい市民の状況を鑑みれば、市長をはじめとする私たち市議会議員の期末手当の引き上げには賛成すべきではないと判断する。

②「令和5年度菊池市一般会計補正予算」

（反対の理由）

一般職員の給与改定に伴う予算も含まれているが、同時に、市長や市議会議員の期末手当の値上げの予算も含まれており、その点では賛成できない。



③「菊池市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

（反対の理由）

本条例改正は、6月に国会で成立した「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」によるものである。

この法案には22本の法改正が含まれ、重要な問題が多数ある。第一の問題は、保険証廃止・マイナ保険証強要によって国民皆保険制度の崩壊を招くという点。

本法案では、申請主義の「資格確認証」を創設し、国民健康保険・後期高齢者医療制度では「被保険者証」の文言を法律から削除している。また、法案では、マイナンバー制度の利用拡大を図っており、マイナンバー利用の限定を外して全ての分野において利用を促進し、法定事務に準ずる事務や条例で措置した自治体事務は法定することなく利用できるようにしている。マイナンバーの情報連携は法改正なしに拡大可能としている。プライバシー侵害の危険性を一層高めるものであり、認められない。マイナンバーカードをめくっては、トラブルが次々と発生している。このような中で、法案の改正はあり得ない。

今回上程されている条例の一部改正は、以上のような大変問題のある法律の一部改正を前提にした条例改正であるという理由から反対とする。

2024年1月19日に開催された臨時議会で、東なつ子市議は以下の議案に反対しました。

「菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

（反対の理由）

今回の条例改正案は、令和元年5月に戸籍法の一部が改正により、今年3月から本籍地以外の市町村において戸籍証明の交付が可能となるなど複数の交付手続きが追加されることとなり、その手数料に関する条例改正。東日本大震災での被災を契機に法務省に「戸籍副本データ管理システム」が導入。マイナンバー制度のためにつくられた情報共有ネットワークシステムを通じて戸籍関係情報を確認することが可能となった。全国すべての戸籍情報が管理蓄積され国民がしらないうちに検索され、処理されることとなった。国民一人一人の個人情報保護が保護され、人権が尊重され

るのか重大な問題を含んでいる。さらに、マイナンバーカードと紐づけされると情報漏洩、流出等のリスクは高まります。こうした点から反対です。

※なお、「令和5年度菊池市一般会計補正予算」についても、物価高騰対応のための給付金など市民の厳しい暮らしへ対応する予算が含まれており、この点では予算の執行には異論はありませんが、同時に本補正予算には「手数料条例の改正」に伴うシステム改修の予算が含まれています。大変問題のある条例改正でありそれに伴う予算の執行も認めることは出来ない。以上の理由から反対としました。



2023年 12月 東なつ子市議会報告

一般質問① 「小中学校のトイレでの生理用品の配備について」

東なつ子市議は、過去2回の一般質問でこのテーマでの質問を行っています。2022年の質問に対して、執行部からは「養護教諭としっかり相談して、各学校での判断対応をしたい」との答弁がなされています。この間、全国はもちろん、県内でも大津町、菊陽町、山鹿市、玉名市などの教育委員会が、トイレでの配備を各学校に促す予算措置を行い、配備が始まっています。以上のような状況もふまえて、東なつ子市議は、以下質問を行いました。

東なつ子市議「近隣の市町村をはじめ全国でもトイレに設置することが流れになっている。国も保健室での配備以外にも工夫するようにと通達を出している。菊池市でも全ての学校トイレでの配備を進めていくべきではないか。」

執行部「養護部会での協議をもとに、学校の実態に応じた対応をしていきたい。」

東なつ子市議は、県内で配備を始めている教育委員会や学校の養護教諭からの聞き取りの中では、トイレに設置したことでの困りことは取り立てて上がっていないということ、むしろ歓迎の声が教育委員会には届いていることを紹介。「SDGs未来都市宣言」を行っている菊池市内の学校で依然として配備が進まないというのは「非常に残念」と指摘。

近隣の市町村の事例も調査して市内の全ての学校トイレに早急に配備を進めていく事を改めて要望しました。

一般質問②

「介護保険制度」



3年に一度の事業計画の見直しが行われ、今年4月から菊池市でも第9期の介護保険事業がスタートします。東なつ子市議は、第9期の介護保険事業計画策定に向けて市が行ったニーズ調査の結果を示しました。

「現在の暮らしについて」の質問では「やや苦しい」「大変苦しい」合わせて30・3%。3割を超えています。また、「生活について困りごとはあるか」の質問では、「経済的なことで困っている」と回答した人は、34・8%約4割にも上っています。さらに「介護の必要性」については、「何らかの介助は必要だが現在は受けていない」が8・4%。1割近くの方が、介護が必要だが受けられていない状況です。

東なつ子市議は、以上のような実態をふまえて以下質問を行いました。

東なつ子市議「介護保険事業特別会計基金の残高は4億円近くとなっている。来年度見直しが行われる第9期の保険料に関しては、基

金も活用して引き下げるべきではないか。」

執行部「適正な介護サービスが提供できるよう、総合的に判断しながら現在、算定を行っている。」

東なつ子市議は、介護保険事業における国の負担が制度開始から、50%から25%程度まで引き下がってきており、ここを計画的に元に戻させることが重要であり、地方からもきちんと要望すべきであると指摘。また、公的介護の充実が、「介護難職」をなくして現役世代の就労・社会参加を可能にし、所得の増加と生活の向上に直結し、経済振興に貢献するものであると述べ、高齢化が進む菊池市でもこの視点での経済対策、地域振興策も必要であると指摘。最後に、第9期の事業計画が高齢者の実態にふまえた内容であることを重ねて要望しました。

一般質問③

「産後ケア事業」

産後ケア事業とは、出産後1年を経過していない女性および乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもので、2021年度から市町村の努力義務として事業が行われています。

菊池市でも2021年度から事業を開始。2年間で、「訪問型」で述べ125人、通所型で述べ105人、宿泊型で述べ9人の利用実績があります。

東なつ子市議は、この実績からも、出産直後の心身共に負担の大きい時期にいるお母さん、そして赤ちゃんのケアを進めていく上で大きな役割を果たしている事業であると述べ、事業の拡充について以下質問を行いました。

東なつ子市議「助産師さんが利用者さんのお宅を直接、伺ってケアを行う『訪問型』について。この訪問型は、産後1年以内に受けられる回数が菊池市では3回までとなっている。この利用回数は各市町村によって違い、お隣、大津町では5回。熊本市では7回。他市の事例も参考に菊池市でも訪問型の回数を増やしていくべきではないか。」

執行部「令和6年度についても現行どおり、3回までということで計画をしたい。」

東なつ子市議「菊池市のサービスの中には、委託先の助産院に利用者が通所する『来所型』がない。県内でも来所型を設置している自治体もある。菊池市でも来所型もサービスを開始していく考えはないか。」

執行部「利用者の方のニーズや効果等を総合的に勘案し、検討を進めていきたい」

東なつ子市議「委託料に関しては自治体間でばらつきがあり、菊池市では、産師さんの移動の交通費も委託料の中に含まれている。産後ケアに携わる助産師さんは、お母さんと生後1歳までの赤ちゃんの二つの命をみる専門性が必要になる仕事であり、日々、研修も受けていらっしゃる。専門性への正当な評価が必要。委託料については、交通費の別途支給も含めて見直しを検討していくべきではないか。」

執行部「当面、現行どおりの委託料というふうを考えているが、来所型の検討等も含め、引き続き研究したい。」

